

実地指導改善報告書

法人名	社会福祉法人 日光会
事業所名	介護老人保健施設「二葉園」
対象サービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

指 導 内 容			改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠条例等	改善を要する事項	改善時期	改善方法
運営に関する事項	①市老健条例 29 条 ②市老健規則 12 条 ③市居宅条例 201 条 ⑤市予防条例 179 条 ⑥市予防規則 75 条 ③市居宅条例 143 条 ④市居宅規則 54 条 ⑤市予防条例 121 条 ⑥市予防規則 48 条	<p>A) 運営規程について、運営に関する重要事項を適切に記載すること。なお、運営規程に変更がある場合は、当市へ変更届を提出すること。</p> <p>【改善状況確認書類例】 運営規程、高齢施策課に提出した変更届の控え</p>	平成 29 年 4 月 1 日	運営規程について、運営に関する重要事項を適切になる様記載の修正を行い、福祉指導監査課の確認の上、高齢施策課に運営規程の変更届を出します。
	①市老健条例 7 条 1 項 ③市居宅条例 152 条 1 項 (204 条により準用) ⑤市予防条例 134 条 1 項 (182 条により準用) ③市居宅条例 9 条 1 項 (146 条により準用) ⑤市予防条例 9 条 1 項 (124 条により準用)	<p>B) 重要事項説明書について、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を適切に記載すること。</p> <p>【改善状況確認書類例】 重要事項説明書</p>	平成 29 年 4 月 1 日	重要事項説明書について、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの洗濯に資すると認められる重要事項を適切に記載するよう修正を行い、福祉指導監査課の確認の上、重要事項説明書を活用します。

指 導 内 容			改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠条例等	改善を要する事項	改善時期	改善方法
運営に関する事項	①市老健条例 16 条 6 項 ③市居宅条例 194 条 6 項 ⑤市予防条例 183 条 2 項 ③市居宅条例 139 条 2 項 ⑤市予防条例 125 条 2 項	C) サービスの取扱方針について、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。 【改善状況確認書類例】 今後、自主点検に使用する様式	平成 29 年 4 月 1 日	来年度より、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るため、自主点検を行います。様式に関しては、福祉指導監査課の推奨する様式を使用したいと考えています。
	① 市老健条例 17 条 4 項	D) 施設サービス計画の作成について、計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たって、入所者及びその家族に面接して行っていることが記録から確認できなかったため、記録から確認できるようにすること。 【改善状況確認書類例】 面接して行っていることが確認できる記録	平成 28 年 12 月 1 日	施設サービス計画作成について、解決すべき課題の把握に当たり入所者やその家族と面接をして行った事が確認できるよう施設介護支援経過に入力するようにしました。D-1 と D-2 を確認できる資料として添付します。

指 導 内 容			改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠条例等	改善を要する事項	改善時期	改善方法
運営に関する事項	①市老健条例17条5項 ②市老健規則8条1号	<p>E) 施設サービス計画の作成について、計画担当介護支援専門員はモニタリングにあたって、定期的に入所者に面接して行っていることが記録から確認できなかったため、確認できるようにすること。</p> <p>【改善状況確認書類例】 定期的に入所者に面接していることが確認できる記録</p>	平成28年12月1日	介護支援専門員がモニタリングに当たり、定期的に入所者に面接していることが確認できるように施設介護支援経過に入力するようにしました。確認できる資料として、添付書類E-1、E-2を添付しています。
	③市居宅条例195条1項	<p>F) 短期入所療養介護計画の作成について、他の短期入所療養介護従業者と協議の上で作成してなかったため、協議の上作成していることが記録から確認できるようにすること。</p> <p>【改善状況確認書類例】 協議の上作成していることが確認できる記録</p>	平成28年12月1日	短期入所療養介護計画協議記録の書類を作成し各職種協議している事が記録から確認できるようにしました。確認できる資料として、添付書類Fを添付しています。

指 導 内 容			改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠条例等	改善を要する事項	改善時期	改善方法
運営に関する事項	③市居宅条例 141 条 4 項 ⑤市予防条例 126 条 ⑥市予防規則 51 条 5 号	G) 通所リハビリテーション計画の作成について、医師等の従業者は通所リハビリテーション計画を利用者に交付していることが記録から確認できなかったため、確認できるようにすること。 【改善状況確認書類例】 通所リハビリテーション計画を利用者に交付したことが確認できる書類	平成 28 年 11 月 1 日	通所リハビリテーション計画に作成について、医師等の従業者が通所リハビリテーション計画を利用者に交付していることが記録から確認できるようにしました。確認できる書類として、添付書類 G を添付しています。
介護報酬の請求に関する事項	⑦平成 12 厚生省告示 第 19 号	H) 送迎加算について、利用者の心身の状態や家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められることが記録から確認できなかったため、確認できるようにすること。 【改善状況確認書類例】 利用者の心身の状態や家族等の事情等の記録 短期入所療養介護計画	平成 28 年 11 月 1 日	短期入所療養介護判定会議録の支援相談員の意見に送迎が必要な理由を記載するようにしました。記載例は、別紙 (H) の「短期入所療養介護 判定会議録(例)」のようになります。

指 導 内 容			改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠条例等	改善を要する事項	改善時期	改善方法
介護報酬の請求に関する事項	⑦平成12厚生省告示第19号	<p>I) 中重度者ケア体制加算について、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて看護職員を専従で1名以上配置していることが記録から確認できない日があったので、確認できるようにすること。</p> <p>【改善状況確認書類例】 勤務形態一覧表（10月分）</p>	平成28年9月1日	通所リハビリテーションに看護職員を雇用し、専従で1名以上配置しています。9月より1名看護職員を新たに雇用しました。また、このことが確認できるように10月の看護職員勤務実績表(I)を添付しています。

注： この報告書には、【改善状況確認書類例】を参考に、改善状況の内容が確認できる書類等を添付してください。

(条例等)

- ①市老健条例：豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第72号）
- ②市老健規則：豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第13号）
- ③市居宅条例：豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第69号）
- ④市居宅規則：豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第10号）
- ⑤市予防条例：豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第73号）
- ⑥市予防規則：豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第14号）
- ⑦平成12厚生省告示第19号：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準